前のページへ
次のページへ

地震に備えて 耐震診断・補強をしましょう

「簡易耐震診断意向確認」の実施について

（すまいの安全「とうかい」防止対策事業）

長野県では近い将来発生が予想されている東海地震などの大規模な地震に備え、すまいの安全「とうかい」防止対策事業に基づき、木造住宅（昭和56年5月31日以前着工のもの）の簡易耐震診断無料実施と、耐震補強が必要な場合は補助を行っています。

地震は必ず起こります！
大きな被害は
ちょっとした努力で
避けられます！

診断から補強工事への流れ

■ステップ1
〈耐震診断しませんか？〉
簡易耐震診断の
希望の有無を確認します。

簡易診断希望の有無は、『簡易耐震診断意向確認票』で調査します。町より配布される『簡易耐震診断意向確認票』に必要事項を記入し、**診断の希望の有無に関わらず必ず提出してください。**

簡易耐震診断意向確認票

（簡易耐震診断意向確認表）

【簡易耐震診断の対象となる住宅】
・昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅
・一戸建ての住宅（店舗併用住宅などの併用住宅を含みます。）
・在来工法の木造住宅（ツーバイフォー工法や非木造の住宅は含まれません。）

※『簡易耐震診断意向確認票』の回収については、お住まいの区・集落組合の組織（常会など）を通じて、**区長・集落組合長さんへ提出してください。**
※平成17年度は『簡易耐震診断意向確認票』での意向確認のみとなります。

■ステップ2
〈まずは簡易診断（無料）から〉
専門家による
簡易耐震診断（無料）を行います。

簡易耐震診断を希望されたお宅には、長野県木造住宅耐震診断士（以下耐震診断士）が簡易耐震診断を行います。
簡易耐震診断では、外観調査等簡易な方法で地震に対する安全性を評価します。より正確な評価を行うため聞き取り調査などを行いますので、調査の当日は立会いをお願いします。

■ステップ3
〈より詳しい診断（無料）へ〉
専門家による
詳しい診断（無料）を行います。

簡易耐震診断の結果、やや危険または危険（総合評点が1.0未満）と診断された住宅で、耐震補強を希望される場合には、耐震診断士が耐震補強のためのより精密な診断を行います。
精密耐震診断では、工学的な方法を用い、より正確に耐震性能を評価すると共に、耐震補強の方法とそのための概算工事費をご提案します。診断は住宅内部や天井裏、床下の調査も必要になりますので、調査当日は立会いをお願いします。

■ステップ4
〈耐震工事に補助します〉
耐震補強（改修）
工事に補助します。

精密耐震診断の結果、やや危険または危険（総合評点1.0未満）と診断された住宅に、耐震性を向上させるための耐震補強（改修）工事を行う場合、住宅の所有者に補助をします。（最高60万円）
【補助の対象となる補強（改修）工事】
・工事後の総合評点が0.7以上であること
・工事後の総合評点が工事前の総合評点を上回ること

〈お問い合わせ〉
建設課　都市計画係
TEL62-9217（有）9217
諏訪地方事務所　建築課
TEL57-2923

あなたの家は地震がきても大丈夫？